

## 住民監査請求監査結果の概要について (政務活動費の返還請求について)

住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により監査を行い、監査委員の合議により結果を決定しました。また、同結果を請求人に通知し、これを公表しましたので概要をお知らせします。

### 1 請求人

1 名

### 2 請求の提出年月日

令和 4 年 12 月 19 日 (月)

### 3 請求の受理を決定した年月日

令和 4 年 12 月 26 日 (月)

### 4 監査結果の通知日

令和 5 年 2 月 14 日 (火)

### 5 その他

別添「住民監査請求監査結果の概要について」を参照。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 監査委員事務局 監査課 電 話 : 072-228-7899 ファックス : 072-222-0333
----------------------------	---

**住民監査請求監査結果の概要について**  
(政務活動費の返還請求について)

標記について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を行いましたので、その概要をお知らせします。

- 1 請求人…………… 1名
- 2 請求の提出年月日…………… 令和4年12月19日
- 3 請求の受理決定年月日…………… 令和4年12月26日
- 4 監査結果の通知年月日…………… 令和5年2月14日
- 5 監査請求書の記載内容

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、堺市長に対し「大阪維新の会堺市議会議員団」(以下「維新の会」という。)が令和3年度の政務活動費の内、広報費として支出した市政報告チラシ(維新プレス202202)に支出した2,492,396円政務活動費ではなく政党活動としてしか認められず広報費として支出した額の内、2,492,396円的全額返還請求を行うこと勧告することを求める。

第2 監査請求の理由

1 理由

「維新の会」が令和3年度に政務活動費を使用して発行した市政報告チラシ(維新プレス202202)について内容から表面に関しては多少ではあるが、議会での報告記事が掲載されており、政務活動の議会報告に当たると考えられる。

しかし、裏面に関しては大阪維新の会の政党活動であり、また、市長の顔写真入りで市長のコメントが掲載されていることから、下部については市長の政治活動、選挙活動と考える。

市政報告チラシのデザイン代、印刷代、運搬代、配布代にかかった費用は全額返金される必要がある。

「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」

第5条の3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

(2) 選挙活動経費

(3) 政党活動経費

に該当し政務活動費を充ててはならないに該当する。

2 請求額

計 ¥2,492,396円

(原則として、原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。)

6 監査の結果

本件監査請求をいずれも棄却する。

理由

1 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載から、請求人は、請求人の示す会派の政務活動費(以下「本件政務活動費」という。)は、違法に支出されたものであるとして、監査委員が市長に対し違法な支出の返還を求め

る勧告をするよう求めている。

以上のことから、本件政務活動費は違法不当に支出されたものかどうか、その結果、市長は大阪維新の会堺市議会議員団（以下「議員団」という。）に返還請求をすべきかどうかを監査対象事項とした。

## 2 政務活動費の制度について

### (1) 政務活動費の規定について

ア 地方自治制度において対等の立場で相互のチェック・アンド・バランスにより行政運営を行う首長と議会の関係からすると、議会や議員の活動は、首長の支配、干渉を受けないことが保障されなければならない。かかる地方議会の活性化のために議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図る観点から政務活動費が制度化されている。

イ 政務活動費については、これが公金であることを踏まえ、地方自治法第100条第15項で「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされ、同条第16項で「議長は、(中略)その使途の透明性の確保に努めるものとする」とされるなど、使途の透明性の確保が求められている。

ウ 堺市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）においては、(ア) 政務活動費は、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派（所属する議員が1人の場合を含む。）又は議員に対して、議員1人当たり月額28万5千円が交付されること（条例第1条、第2条、第3条第1項及び堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例）、(イ) 会派及び議員は、政務活動費を、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に充てることができるものとし、交際費、選挙活動経費、政党活動経費、後援会活動経費、私的活動経費に充ててはならないこと（条例第5条第1項、第2項及び第3項）が規定されている。

エ そして、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員は、規則で定める様式により、前年度の交付に係る政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、その支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写しとともに、毎年5月10日までに議長に提出しなければならない（条例第7条第1項及び第2項）、議長は速やかにその写しを市長に送付しなければならない（条例第7条第4項）とされている。

オ 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において第5条に定める政務活動に充てることができる経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（条例第8条第1項）とされている。

また、市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員の政務活動費の使途が、条例第5条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該違反して支出された額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（条例第8条第2項）とされている。

カ なお、条例第8条の規定は、市長が政務活動費の返還を命じなければならない場合を規定したものにすぎず、会派又は議員が条例において政務活動費を充てることができる経費の範囲に含まれない経費に政務活動費を支出した場合においては、当然に当該会派又は議員に当該支出に係る政務活動費の返還義務が生じると考えられる。

### 3 本件政務活動費についての検討

#### (1) 検討の対象

本件政務活動費として、広報・広聴費の「チラシデザイン、原稿作成、印刷代」86万3,130円、チラシポスティング代162万9,266円、合計249万2,396円分を検討の対象とする。

#### (2) 請求人の主張についての判断

##### ア うら面が大阪維新の会の政党活動であるとの主張について

(ア) 監査請求の対象となっている市政報告チラシ（以下「本件広報紙」という。）のうら面に市長の顔写真が掲載されていることが認められるが、そのことから直ちにうら面が市長を応援する大阪維新の会の政党としての活動であるとは言えない。

(イ) また、市長の顔写真左隣の文章は、「大阪維新の会・堺市議会議員団は、永藤ひでき市長とともに～」となっていることから、当該文章は、明らかに市長の主張ではないと判断できる。次に、同列に記載の「堺の未来を創る」という文言についても、おもて面の「私たちが実現したい堺の未来を裏面でご紹介します」、うら面上部の「堺の未来を切り拓く」などの文言とともに、『堺の未来』を強調して強く印象付けるための議員団としての主張であると考えられる。

そして、顔写真真上の「選挙を意識した過剰なバラマキではなく、本当に必要な事業に税金を充填していきます」との記載については、その配置や主語が記載されていないことから市長のコメントと受け取ることもできるが、この点議員団は、おもて面上部に「選挙対策のバラマキを続けた結果～」との文面から始まった紙面の締めくくりとして、同様の主張を繰り返したものであって、あくまでも議員団の考え方を記載したものであるとの説明をしている。このような説明・主張については、市議会において、議員団の議員が具体的な支出内容を示したうえで、同様の主張を行っていることが市議会会議録（令和3年12月13日市民人権委員会ほか）により確認できる。

以上の結果、本件広報紙のうら面には議員団の活動、考え方が記載されており、市長の応援に当たるとは言えないと判断できる。

また、市長の顔写真を掲載した理由について、議員団は、紙面記載の各政策が議員団による議会での議論を踏まえて市長が行政の長として実現していくものという関係からである、という趣旨のものと説明している。

本件広報紙のうら面には、議決した内容やこれにより今後堺市行政で実施される予定の施策について掲載されているところ、これらを踏まえると、市長の写真を掲載することは、会派広報紙としては必然性までは認められないものの、議会報告との間に一定の関連性は認められる。

(ウ) したがって、うら面に、市長の顔写真が掲載されていることのみから、うら面が市長を応援する政党としての活動であるとは言えず、請求人の主張に理由はない。

##### イ 市長の顔写真入りで市長のコメントが掲載されていることから、下部については市長の政治活動、選挙活動と考えるとの主張について

(ア) 請求人は、「市長の顔写真入りで市長のコメントが掲載されていることから、下部については市長の政治活動、選挙活動と考える」と主張している。しかしながら、住民監査請求書には、どの記載を市長のコメントと指摘しているのか、及び政治活動、選挙活動であるとする理由は示されておらず、陳述の機会における質疑においても、請求人（代理人）からは具体的な記載の特定はなく、「下部」がどこを指すのかについても説明が得られなかった。

(イ) このことについて、前記ア(イ)認定のとおり、本件広報紙のうら面には市長のコメントや主張は記載されているとは言えないことから、市長のコメントが掲載されていることを前提に下

部が市長の政治活動、選挙活動と考えると請求人の主張は、その前提を欠き、理由はない。

#### 4 結 論

以上のことから請求人の主張にはいずれも理由がなく、この主張に基づく措置についても理由がない。

よって、監査の結果のとおり決定する。

本件請求に係る監査の過程で、今後、留意すべきと考えた点等について付言する。

本件広報紙においては、市長の顔写真の真上に配置されたコメントは、その主語が記載されておらず、当該部分を市長の主張と受け取ることも考えられるものであった。また、うら面だけを見たときには、その記載内容が、顔写真のある市長のメッセージであるという印象で受け取られても無理のない構成であった。

おもて面から丁寧に読めば分かることであっても、チラシの類は一見の印象に大きく左右されるものである。広報紙は、不特定多数の市民へ配布されるものであることを踏まえ、議会や議員の活動は、首長の支配、干渉を受けないことが保障されるべき点に留意しつつも、市においては、政務活動費という公金の支出の可否を判断する際には、注意深く点検されたい。

以上